



- (2) 景観協定の認可について**
- (3) 古都指定20周年記念事業について**
- (4) 草津市との景観連携について**
 - ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール**
 - イ びわこ大津草津景観宣言10周年記念事業**
- (5) 令和5年度景観整備機構の活動について**

(2) 景観協定の認可について

出島灯台のまち景観協定

施行日	平成26年1月23日	令和6年1月23日
土地所有者等	27人	25人
有効期間	10年	
区域面積	1.49ヘクタール	1.48ヘクタール
協定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する事項 2 工作物の位置、規模、構造、又は形態意匠に関する事項 3 屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置に関する事項 4 その他良好な景観の形成に関する事項 	
協定区域図 (今堅田一丁目)		

(3) 古都指定20周年記念事業について



歴史的遺産と樹林地等で形成される歴史的風土を保存するため、平成15年10月10日に古都指定をされた。令和5年10月に古都指定20周年を迎えることを記念して、記念事業を行った。

1 記念切手の発行



- 歴史的風土特別保存地区内の代表的文化財が題材

発行:日本郵便(株)近畿支社
発売日:令和5年9月29日

2 京阪電車でのポスター掲示



- 歴史的風土特別保存地区が題材
(令和5年10月1日～10月27日)

3 市政番組での取組周知



- 歴史的風土や古都指定について説明
(放送:令和5年10月1日)

4 記念パンフレットの発行



- 古都指定の経緯や、歴史的風土特別保存地区について紹介

5 広報紙への特集記事の掲載



- 古都指定の経緯や、歴史的風土特別保存地区、本市の取組について紹介

発行:広報おおつ(10月1日号)

(3) 古都指定20周年記念事業について

6

きらッと大津景観絵画展



美しい古都大津の景観を守り育て、景観形成の推進に対する市民意識の高揚を目指し、古都指定を受けた平成15年より毎年開催。古都指定20周年を記念し、「古都大津20周年記念部門」を設けた。

- 応募期間：令和5年7月10日～9月7日
- 応募総数：1027作品
- 入賞作品：42作品

市内書店等で配布中



7

きらッと大津景観広告賞



「良好な広告物による良好な景観づくり」を目的として、平成22年より3年に1度実施。本年度は特別に、古都大津にふさわしい広告物を表彰する「古都大津20周年記念賞」を設けて開催。

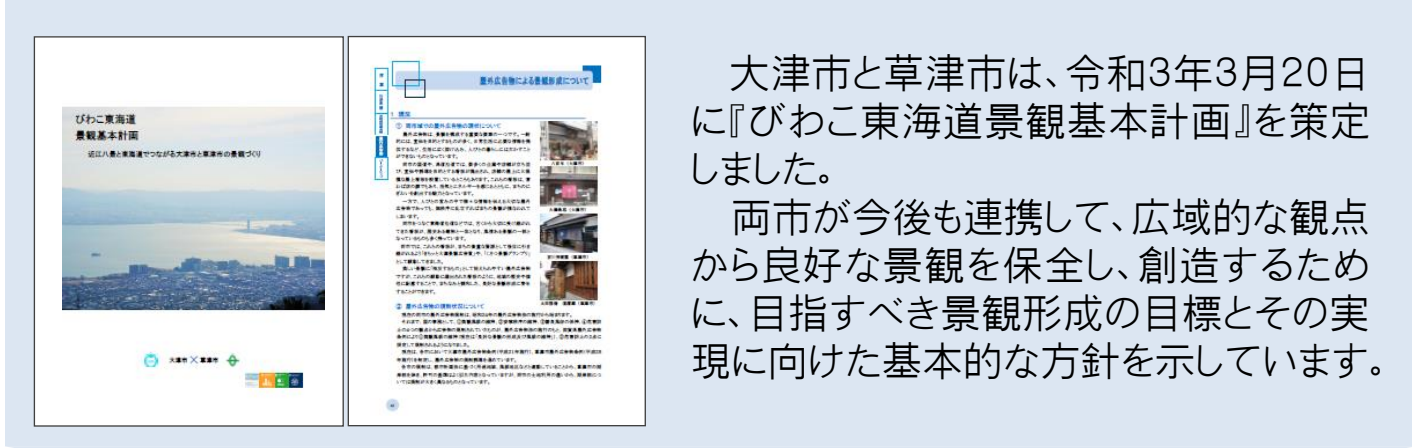
選考にあたっては、成安造形大学の学生に協力いただき、現地調査や選考会を実施した。

- 対象エリア：園城寺歴史的風土特別保存地区周辺



(4) 草津市との景観連携について

ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール



大津市と草津市は、令和3年3月20日に『びわこ東海道景観基本計画』を策定しました。

両市が今後も連携して、広域的な観点から良好な景観を保全し、創造するために、目指すべき景観形成の目標とその実現に向けた基本的な方針を示しています。

両市による3つ連携項目

魅力ある対岸景観の形成

目標 湖国の暮らしと一体となった対岸景観を守り、より魅力ある景観を創造する

方針1 両市が互いを尊重し、自然と調和のとれた対岸景観の保全

方針2 「対岸眺望ポイント」を活かした、魅力ある対岸景観の創造

東海道沿道のつながりある景観形成

目標 東海道のつながりを守り、新たな歴史景観を創造する

方針1 東海道のつながりを意識した、沿道景観の保全

方針2 東海道の魅力を活用した、新たな歴史景観の創造

屋外広告物による景観形成

目標 まちなみと調和した屋外広告物で景観を守り、地域らしさを創造する

方針1 屋外広告物の新たなルールによる魅力ある沿道景観の保全

方針2 屋外広告物の魅力による地域らしさの創造

(4) 草津市との景観連携について ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

目標

まちなみと調和した屋外広告物で景観を守り、地域らしさを創造する

両市を結ぶ幹線道路は、雄大な琵琶湖や美しい対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくり出す重要な路線です。また歴史街道である東海道は、両市の都市景観に風情を与えてくれる大切な場所です。

その場所ごとのまちなみと調和した屋外広告物が並ぶことにより、魅力ある景観を守り、地域らしさを創造していくことが重要です。

両市を結ぶ県道18号線と東海道に両市共通の推奨ルールを導入

推奨ルールの導入については、両市で設立した「びわこ東海道景観協議会」にて検討しており、現在、県道18号線と東海道を対象に、推奨ルール基準についての協議を行っています。



(4) 草津市との景観連携について

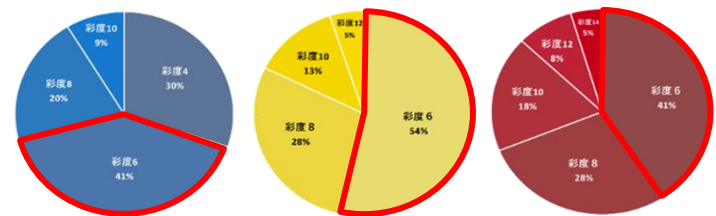
ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

屋外広告物の色彩基準 について (令和4年度)

東海道

全てのエリアで彩度6以下

- 東海道における県内で一番厳しい基準(本陣地区)と同じ基準であり、風情あるまちなみとの調和に配慮した基準とした。

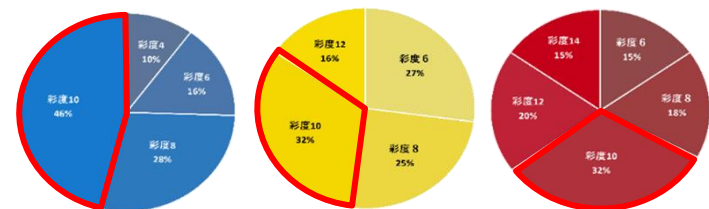


県道18号

彩度10以下

- 両市の彩度規制より、大津市は2ポイント、草津市は3ポイント低い彩度基準であり、琵琶湖と背景の山並みの美しい眺望との調和に配慮した基準とした。

※ (色彩基準)大津市 : 彩度12以下
草津市 : 彩度13以下



(4) 草津市との景観連携について

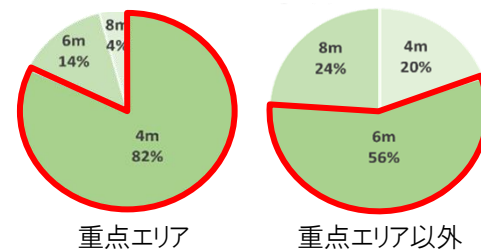
ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

自家用広告物の高さ基準について（令和4年度）

東海道

重点エリア：高さ4m以下 / 重点エリア以外：高さ6m以下

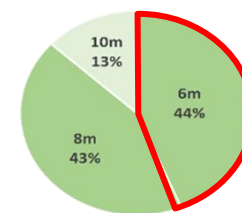
- 風情あるまちなみとの調和や、道幅の狭い東海道のスケール感を意識した高さ基準とした。
- 東海道の歴史が色濃く残る重点エリアでは、徒歩での目線の高さも意識し、より低い高さ基準とした。



県道18号

高さ6m以下

- 琵琶湖などの眺望とにぎわいのバランスをとりながらも県内でリードしていく高さ基準とした。
- 大きさについては、現状、大きい看板は設置されておらず、高さの規制により一定の制限がかかるため、設定しない。



(4) 草津市との景観連携について

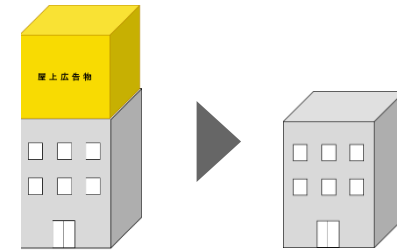
ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

屋上広告物の基準について（令和5年度）

東海道

全面禁止

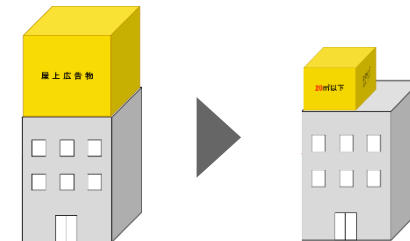
- 風情あるまちなみとの調和や、道幅の狭い東海道のスケール感を配慮し、「全面禁止」とした。
- 現状、東海道においては屋上広告物の設置事例が少ないため、これ以上増やさない基準が効果的。



県道18号

高さ：1/3Hかつ3m以下 / 面積：20㎡以下 / 色彩：彩度6以下

- 高さ基準だけではなく、横への広がりを抑えるため、面積の基準を設けることで、広告に必要な面積を確保しつつ、琵琶湖などの眺望とのバランスが取れる基準とした。



(4) 草津市との景観連携について

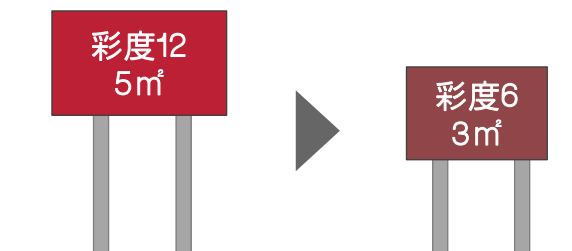
ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

非自家用広告物の基準について（令和5年度）

東海道

高さ：3m以下(地上から) / 面積：3㎡以下 / 色彩：彩度6以下

- 大津・草津で最も厳しい基準(重点エリア(京町・本陣)の基準)よりも厳しく、滋賀県の歴史伝統系地域(第1種地域)を参考に、風情あるまちなみとの調和に配慮し、県内で景観をリードする基準とした。



県道18号

高さ：3m以下(地上から) / 面積：3㎡以下 / 色彩：彩度10以下

- 県内で一番厳しい、景観をリードしていく基準として、東海道と同じ高さ基準を設定した。
- 現状、高さ制限のみで面積の制限は設けていないため、様々な大きさの看板が立ち並ぶ状況であったが、推奨ルールを反映させることで、高さや面積の統一が期待できる。



(4) 草津市との景観連携について

ア 屋外広告物の両市共通推奨ルール

今後のスケジュールについて

検討内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
屋外広告物の色彩	決定			
自家用広告物の高さ	決定			
屋上広告物の基準		決定		
非自家用広告物の基準		決定		
推奨ルールの ガイドライン作成			協議予定	<div style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <p>推奨ルール制度の開始</p> <p>周知啓発実施</p> </div>
目標値の設定			協議予定	
電光可変式広告物 (デジタルサイネージ)	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 今後の動向を観察 </div>			

(4) 草津市との景観連携について

イ びわこ大津草津景観宣言 10周年記念事業

びわこ大津草津景観宣言

びわこ大津草津景観宣言

琵琶湖南岸の大津と草津は隣どうし、「いそがばまわれ」のこわさを生んだ田東海道と宿場町などの歴史文化、そして「近江八景」に象徴される景観でつながっています。両市はともに琵琶湖のさざなみをながめ、四季や一日の移ろいが美しく映えるやまなみや田園など、互いに眺望しあう関係にあります。それぞれの市民が潤いと安らぎのある自然の中で生活をいとなみ、歴史あるまちなみに親しみ、にぎわいのある都市の景観を築いています。

両市の市民が手を結ぶことで、良好な景観資産を維持し、新たに創出した美しい景観ともども、次世代へ手わたすことができます。

わたしたちは、大津市民・草津市民が互いに協力し、価値の高い景観の保全と新たな創造に取り組み、いっそう愛着と魅力あるものとして未来につなげていくことを、共同でここに宣言します。

平成25年11月2日

大津市長 草津市長

大津市民・草津市民が互いに協力し、価値の高い景観の保全と新たな創造にとり組み、いっそう愛着と魅力あるものとして未来につなげていくことを共同宣言した「びわこ大津草津景観宣言」から、10周年を迎えることを記念して、以下の記念事業を行った。

1 記念パンフレットの発行



■ 協議会や10年間の取組について紹介

2 広報紙への特集記事の掲載



■ 発行:広報おおつ(令和5年11月1日)

3 市政番組での取組周知



■ 放送:BBC 光ル☆おおつ(令和5年10月1日)

(4) 草津市との景観連携について

イ びわこ大津草津景観宣言10周年記念事業

令和5年度 景観づくりチャレンジ隊

開催概要

対岸景観や沿道景観の重要性や、東海道統一案内看板などの両市連携事業について周知するため、両市民を対象に実施した。

日時 令和5年9月24日(日) 12:30~17:00

場所 ふれあいプラザ(ワークショップ) / 琵琶湖南湖(クルーズ)



東海道に
設置

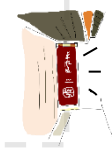


場所

(株)瀬川元 瓢泉堂 / 草津市矢倉二丁目2-1

設置実績：計41基(令和6年3月現在)

〔大津市18基、草津市9基、甲賀市7基、
湖南市6基、三重県朝日町1基〕



(5) 令和5年度 景観整備機構の活動について

景観整備機構について

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOを、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度。

本市による
指定

平成26年度に、公益社団法人日本建築家協会を指定

▶ 毎年、一般市民向けに地域の歴史や歴史的なまちなみに関する講演会やまち歩きを実施

令和5年度 活動概要

第13回 景観まちづくりフォーラム

～歴史街道 唐橋・今昔物語～

主催 公益社団法人日本建築家協会(景観整備機構)

日時 令和5年10月29日(日) 9時30分～12時15分

第1部:講演会 / 第2部:まち歩き
(勢多橋龍宮秀郷社～堂ノ上遺跡～御霊神社)

